

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・ 就職 準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・**就職**準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法の規定に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその応答に関する事務 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番23 ・主務省令第2条 ・秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 別表第一 項番1、別表第二 ・秋田県知事に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則 第2条1項、第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	番号法第19条第5号、第8号、第9号 【情報照会】主務省令第2条 項番42 項番43 【情報提供】主務省令第2条 項番13、14、18、20、28、37、40、 42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、 89、96、 108、125、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、170、171、172
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1314
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティポリシー等を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 5②所属長	福祉政策課長 成田 公哉	福祉政策課長 須田 広悦	事後	
平成28年11月18日	II 1いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年11月18日	II 2いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	I 4②法令上の根拠	策定時点の条項を記載	条項を更新	事後	
平成31年3月27日	I 5①部署	秋田県健康福祉部福祉政策課	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	事後	
平成31年3月27日	I 5②所属長	福祉政策課長 須田 広悦	課長	事後	
平成31年3月27日	I 8 問い合わせ連絡先	秋田県健康福祉部福祉政策課	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	事後	
平成31年3月27日	II 1いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	II 2いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和2年6月1日	評書書名	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、	事後	令和元年9月30日に「行政手続における特定の個人を識別
令和2年6月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	秋田県は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還	秋田県は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還	事後	同上
令和2年6月1日	II1②事務の概要	生活保護法の規定に基づき、生活に困難した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的	生活保護法の規定に基づき、生活に困難した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的	事後	同上
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年7月30日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	
令和3年7月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年8月9日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年8月9日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年8月9日	IV8監査	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年3月28日	I 1②事務の概要	生活保護法の規定に基づき、生活に困難した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的	生活保護法の規定に基づき、生活に困難した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年3月28日	I 1③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年3月28日	I 3個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一 項番15 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法第9条第1項、第2項 別表第一 項番15 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年3月28日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第5号、第8号、第9号	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年7月28日	I 4②法令上の根拠	【情報提供】別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令	【情報提供】別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
令和5年7月28日	II 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月28日	II 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年10月1日	I 1②事務の概要	進学準備給付金	進学・就職準備給付金	事後	
令和6年10月1日	II 1いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	R6. 4. 24改正、R6.T0. 1施行
令和6年10月1日	II 2いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	R6. 4. 24改正、R6.T0. 1施行
令和6年10月1日	IV 8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加	事後	
令和6年10月1日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加	事後	
令和6年10月1日	I 3個人番号の利用	・番号法第9条第1項、第2項 別表第一 項番15 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 別表第一 項番1、別表第二 ・秋田県知事に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 別表第一 項番1、別表第二	・番号法第9条第1項 別表 項番23 ・主務省令第2条 ・秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 別表第一 項番1、別表第二 ・秋田県知事に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 別表第一 項番1、別表第二	事後	
令和6年10月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第5号、第8号、第9号 【情報照会】主務省令第2条 項番42 項番43 【情報提供】主務省令第2条 項番13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、90、108、125、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、170、171、172	番号法第19条第5号、第8号、第9号 【情報照会】主務省令第2条 項番42 項番43 【情報提供】主務省令第2条 項番13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、90、108、125、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、170、171、172	事後	
				事後	